

都道府県・ 政令指定都市名	05 秋田県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
担 当 職 員 数	8 人（専任 8 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	秋田県女性の活躍推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	2015年10月8日 根拠： 秋田県女性の活躍推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	秋田県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2002年4月1日
構 成 員	10 人（女性 6 人、男性 4 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	第5次秋田県男女共同参画推進計画		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2002年3月29日
	施 行 日（西 暦）	2002年4月1日
	最 終 改 正 日（西暦）	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）： 0 年 0 月	
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況：
		2. 特に検討していない

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	
	目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 40 %			
	根 拠	第5次秋田県男女共同参画推進計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、法律又は政令により設置されている審議会等、条例により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(74)うち女性委員を含む審議会等数(68)		
	延総委員等数(879)延女性委員等数(301) 女性比率(34.2)				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(73)		
	延総委員等数(1,207)延女性委員等数(337) 女性比率(27.9)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(35)		
	延総委員等数(750)延女性委員等数(176) 女性比率(23.5)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
	延総委員等数(61)延女性委員等数(15) 女性比率(24.6)				
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	125 人	(2024 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1		
そ の 他		委員単位での女性委員への変更可能性の調査・検討、審議会単位での最終目標年度までの年度毎女性委員数目標の設定			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性数 (D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率(%)
本庁	計	250	34	13.6	16	2	12.5	55	3	5.5	179	29	16.2
	うち一般行政職	201	32	15.9	15	1	6.7	37	3	8.1	149	28	18.8
支庁・地方事務 所等	計	100	10	10.0	5	0	0.0	29	1	3.4	66	9	13.6
	うち一般行政職	61	8	13.1	5	0	0.0	11	1	9.1	45	7	15.6
全体	計	350	44	12.6	21	2	9.5	84	4	4.8	245	38	15.5
	うち一般行政職	262	40	15.3	20	1	5.0	48	4	8.3	194	35	18.0
再掲	警 察 関 係	58	0	0.0	0	0		26	0	0.0	32	0	0.0
	教育委員会	18	2	11.1	0	0		2	0	0.0	16	2	12.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	816	142	17.4	458	89	19.4
	うち一般行政職	693	135	19.5	277	77	27.8
支庁・地方事務所等	計	1,213	299	24.6	641	134	20.9
	うち一般行政職	933	231	24.8	288	77	26.7
全体	計	2,029	441	21.7	1,099	223	20.3
	うち一般行政職	1,626	366	22.5	565	154	27.3
再掲	警察関係	260	35	13.5	436	50	11.5
	教育委員会	356	156	43.8	79	37	46.8

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	44	9	20.5	61	11	18.0	73	17	23.3
	うち一般行政職	35	9	25.7	40	10	25.0	50	15	30.0
支庁・地方事務所等	計	27	4	14.8	60	26	43.3	43	17	39.5
	うち一般行政職	15	2	13.3	47	20	42.6	24	15	62.5
全体	計	71	13	18.3	121	37	30.6	116	34	29.3
	うち一般行政職	50	11	22.0	87	30	34.5	74	30	40.5
再掲	警察関係	19	1	5.3	38	4	10.5	38	8	21.1
	教育委員会	5	1	20.0	10	7	70.0	8	5	62.5

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎				
係長相当職	○		○			○	◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,140	159	13.9
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	262	99	37.8
うち上級	146	57	39.0
うち一般行政職	89	48	53.9
うち上級	51	22	43.1
うち警察関係	96	30	31.3
うち上級	42	13	31.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	秋田県職員旧姓使用取扱要綱、秋田県教育庁職員等旧姓使用取扱要綱、秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	▼秋田県職員旧姓使用取扱要綱、秋田県教育庁職員等旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第二条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法律及び条例等の規定に反するおそれがなく、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ▼秋田県警察職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、秋田県警察職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図面及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2: その他(西暦)			
防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	
	35	5	14.3	5	2	40.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	秋田県北部男女共同参画センター		愛称・通称	北部ハーモニープラザ	
設置年月日(西暦)	2002年7月30日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：017-0842 住 所：秋田県大館市字馬喰町48番1 電話番号：0186-49-8552 FAX番号：0186-49-8589 ホームページ：https://akita-h-danjo.jimdofree.com/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 特定非営利活動法人秋田県北エスビーオー支援センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 特定非営利活動法人秋田県北エスビーオー支援センター) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	3 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額 2024年度 2,470 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 広報紙の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画社会づくりに関する実践的な講座、人材育成のための研修会) 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する図書、映像資料等の情報の収集・提供) 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、地域連携ネットワーク会議の開催、イベントの実施) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項：) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等： 2. 無	加盟団体数		
			会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概要 : ○ 7. その他 { 内容： 市町村男女共同参画推進状況調査の実施 }	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容： }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	155,848	137,653	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得		○	○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○	○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○	
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)		○	○
	⑬	その他	○	○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女イキイ職場宣言事業所協定(2,5,6,7,8)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	秋田県女性の活躍推進企業表彰(2,5,6,12)、秋田県子ども・子育て支援知事表彰(2,7,8,9,10,12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	あきた女性の活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	秋田県男女共同参画に関する県民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①男女共同参画ウェブサイト	①「あきた女性の活躍応援ネット」を運営し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する情報を提供する。		①通年
・ ②男女共同参画推進月間	②男女共同参画推進月間(6月)に広報啓発、イベントを行い、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。	②100人	②6月
・ ③メディアによる情報発信事業	③女性の活躍推進の取組が顕著な県内企業の好事例を映像コンテンツ等で情報発信し、経営者等の理解促進や意識啓発を図る。	③新規6社、計30社	③5月～1月
・ ④地域におけるジェンダーギャップ解消に向けた理解促進事業	④ジェンダー・バイアスの払拭に向け、講演等による県民の行動変容につながる仕掛けづくり、リーフレットや動画等による広報・啓発を行う。	④300人	④9月、11月
2. 表彰			
・ ①秋田県男女共同参画社会づくり表彰	①男女共同参画に関し地道な活動を重ね、又は従来男女の一方の参画がなかった分野での活動で社会に大きな影響を与えた個人・団体を表彰する。	①2個人	①6月
・ ②秋田県女性の活躍推進企業表彰	②女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組が顕著で、女性の活躍推進の一層の推進が期待される企業を表彰する。	②3社	②10月
・ ③秋田県子ども・子育て支援知事表彰	③子ども・子育て支援に関する取組が顕著で、仕事と家庭・育児の両立支援の一層の推進が期待される企業を表彰する。	③1社	③10月
3. 講座			
・ 男女共同参画センターにおける各種講座等	県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくりに関する実践講座や人材育成のための研修会、セミナー等を開催する。		通年
4. 相談事業			
・ ①一般相談	①中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談を実施する。		①通年
・ ②特別相談	②中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する男性相談、こころの相談及び法律相談を実施する。		②男性相談月2回、他年6回
5. 情報収集・提供			
・ ①図書、資料等の収集、展示、貸出し	①県内3か所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書、資料等の収集、配架、貸出しを行う。		①通年
・ ②女性人材登録名簿	②活用分野別に女性人材を名簿に登録し、ウェブサイトで公表することで、多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。		②通年
・			
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画苦情調整会議	男女共同参画苦情調整員(弁護士、医師)により、男女共同参画の推進を阻害する行為による被害に係る苦情の調整を行う。		必要時
7. 交流促進			
・ ①あきたの男女共同参画連携会議	①男女共同参画センター、あきたF・F推進員、女性人材登録名簿登録者等による連携会議を開催し、相互連携の仕組みを整える。	①80人	①10月
・ ②男女共同参画センター利用者懇談会	②県内3か所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と男女共同参画への関心と理解を深める。	②計80人	②7月
・ ③官民一体による女性の意識改革推進事業	③県内の女性を対象として、官民一体で企画・運営するラウンドテーブル(講演会、ワークショップ)を開催し、意識改革とネットワークの構築を図る。	③70人	③6月、8月、11月、1月
・ ④秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業	④首都圏在住の若年女性の交流会を開催し、ニーズを関係部署や県内企業等へフィードバックするとともに、企業情報や県の支援施策を発信する。	④30人×3回	④7月、8月、10月
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①あきた女性の活躍推進会議	①経済団体、労働団体、行政等の関係機関による会議を開催し、情報共有や意見交換、企業等による具体的な取組の紹介を行う。	①18人	①7月
・ ②「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業への総合的支援	②企業に対する女性の活躍推進や両立支援に関する支援をワンストップ化し、制度周知、相談対応、アドバイザーの派遣等を総合的に実施する。	②75社	②通年
・ ③秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度	③「えるぼし」認定を目指す企業を認定し、支援金の交付、特別金利による資金貸付、入札参加資格審査における加点等の支援を行う。	③25社	③通年
・ ④女性活躍の推進に取り組む企業に対する経費の補助	④「えるぼし」認定基準以上の目標の達成に向けて取り組む中小企業に、職場環境の整備や女性従業員の採用促進に要する経費を補助する。	④50社	④通年
・ ⑤男女共同参画職場づくり事業	⑤県の入札参加資格審査において、女性活躍推進や両立支援に関する一定の条件を満たす事業者に評点を付与する。	⑤130社	⑤4月～1月
・ ⑥企業ネットワーク構築支援事業	⑥女性活躍推進の核となるロールモデル企業を育成し、その企業を中心に好事例が地域に展開されるための企業間ネットワークを構築する。	⑥28社	⑥6月～1月
・ ⑦男性の家事・育児参画意識醸成事業	⑦男性が育児休業を取得しやすい環境の整備や、男性の家事・育児参画を促進するための企業向けセミナーを開催する。	⑦150人	⑦10月
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・ ①市町村男女共同参画推進状況調査	①市町村における男女共同参画推進状況等を把握し、その庁内体制の確立に向けた主体的な取組への支援を行うため、調査を行う。		①9月
・ ②男女共同参画に関する意識調査	②男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報を収集するため、県民の男女共同参画に関する意識調査を実施する。	②2,200人	②10月
・ ③あきたの男女共同参画(年次報告)	③本県の男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関して県が講じた施策をとりまとめた年次報告を作成し、公表する。		③12月
11. その他			
・ ①男女共同参画センター地域連携ネットワーク会議	①あきたF・F推進員や地域で活動している女性団体等のネットワーク化を図るとともに、人材を養成するための講演会、情報交換等を行う。	①150人	①各センター毎に年2回
・ ②あきたF・F推進員の養成・スキルアップ	②あきたF・F推進員の候補者等に対する研修及び認定を行い、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。	②26人	②3月に認定式
・ ③男女共同参画意識を高めるための副読本	③男女共同参画の重要性等を学び、自らのライフプランを考えるための副読本を作成し、配付するとともに、学校における活用状況を調査する。		③3月
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	秋田県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1	
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	秋田県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席することができないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席することができない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 家族の弔事、公務		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。	1	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 (秋田県職員に対するハラスメント(セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント)の防止について、議会運営委員会において申し合わせ、各議員へ文書通知している。)	○	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。		
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。	3	
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔
計画、指針名	秋田県地域防災計画
該当部分の規定	第2編 一般災害対策 / 第1章 災害予防計計画 / 第5節避難計画 第2 市町村の実施範囲 12 多様な視点を取り入れた体制の整備 市町村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市町村の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。 第3 県の実施範囲 10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。 また、多様性条例に基づき、災害時において差別等を感じる住民からの相談に対応するものとする。 (略)

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年4月20日	～	2025年4月19日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	61	9	14.8	
		都道府県防災会議(委員のみ)	60	9	15.0	
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事からその部内の職員のうちから指名する者	12	4	33.3	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
		8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2	国土利用計画地方審議会	11	4	36.4	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	26	1	3.8	
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	31	7	22.6	
	7	精神医療審査会	25	4	16.0	
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	18	4	22.2	
	10	准看護師試験委員会	11	6	54.5	
	11	麻薬中毒審査会				
	12	地方社会福祉審議会	21	6	28.6	
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	2	14.3	
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	2	18.2	
	15	国民健康保険審査会	9	1	11.1	
	16	都道府県農業共済保険審査会				
	17	都道府県森林審議会	14	6	42.9	
	18	都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19	建築審査会	7	2	28.6	
	20	都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
	21	都道府県都市計画審議会	16	3	18.8	
	22	開発審査会	5	1	20.0	
	23	私立学校審議会	10	5	50.0	
	24	石油コンビナート等防災本部	22	1	4.5	
	25	公害健康被害認定審査会				
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27	都道府県児童福祉審議会				
	28	地方港湾審議会	21	5	23.8	
	29	土地区画整理審議会				
	30	教科用図書選定審議会				
	31	介護保険審査会	15	5	33.3	
	32	都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0	
	33	感染症の診査に関する協議会	73	11	15.1	
	34	警察署協議会	119	52	43.7	
	35	土地収用事業認定審議会				
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37	都道府県国民保護協議会	60	4	6.7	
	38	地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
	39	市街地再開発審査会				
	40	都道府県職員委員会				
	41	自然再生協議会	16	1	6.3	
	42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44	留置施設視察委員会	4	2	50.0	
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	27	0	0.0	全委員を職指定しており、女性の該当者がいない。
	46	指定難病審査会	10	1	10.0	
	47	小児慢性特定疾病審査会	2	0	0.0	特定の診療科や疾病に関する高度の専門性が求められ、候補となる人材に限られる。
	48	行政不服審査会	9	3	33.3	
	49	地域医療対策協議会	19	4	21.1	
	50	勸保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	6	3	50.0	
	51	登録審査委員(銃砲刀剣類所持等取締法14条)	3	0	0.0	刀剣に関する高度の専門性と職務の特殊性に伴う信頼、実績が求められ、候補となる人材に限られる。
	52					
	53					
	54					
	55					
		合 計	750	176	23.5	
		女性委員0の審議会数	3			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	財務管理、経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、委員の候となり得る人材に限られる。
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	漁業等に従事し、委員の候補となり得る人材に限られる。
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		61	15	24.6	
女性委員0の委員会数		2			